

朱熹『朱文公文集』跋文訳注稿（一）

市來 津由彦

はじめに

本稿は、朱熹（一一三〇—一二〇〇）『晦庵先生朱文公文集』巻八「一〇八四跋」に対する訳注の試みである。膨大な原稿量になることが予想され、当面は巻八一部分の全訳の完成をめざす。今後、本誌『東洋古典学研究』に不定期に掲載する。

「跋」とは、書物や詩文、書画等を読んだり鑑賞したときに湧き起こった感想、評価、意見等を書いてその書物や作品の後ろにつなげ保存した文章のことである。それだけで単行するのではなく、鑑賞、評価対象となった、具体的な物体（以下、この意味の場合、「モノ」と記す）としての書物や作品におおむね付加されて通行する。

書物に対する跋文の場合は、刊行者がその書物の価値を一般読者に知らせるために然るべき学者、読書家に依頼したり、書画等に対するもの場合は、作者、所蔵者等がやはりその価値を評価してもらうために然るべき鑑賞者、有名人に感想を依頼したりして作成されることが多い。書物の編著者、作品の作者が作成することもある。

あるいは士大夫同士の交流の中で、書画等の所蔵品を鑑賞する機会を持ち、その交流の機会を記念するために作成したりする。跋文はモノに付加されて通行し、それを求めてきたり機会を作ったりした相手が見るのみならず、もとの書物、作品等とともに不特定多数の人の目にふれる可能性があるため、書き手は表現に工夫をこらす。そして、交流の記念といった場合は当然であるが、その跋文が作成される過程や機縁の情報が、多くの場合、跋文の中に記録として書き込まれる。

こうして作成され流通する跋文を読解する場合、跋文著者の感想、評価、意見等を著者の主観に即して理解することがもとより基本目標となるが、著者のその主観内容を検討する以前に、以上の作成と流通のあり方を踏まえ、跋文中に書き込まれているその跋文作成の過程や機縁、すなわち鑑賞作品の作者もしくは所蔵者と跋文著者との関係、その関係が生じる経緯や、跋文著者が現に目の前でみている作品のモノとしての姿などを推測、把握し、著者が跋文を書こうとする「場」を想定することが、よりよき理解につながる。著者の

感想、意見は一般論ではなく、跋文というもののあり方からして、著者におけるモノと機縁との交錯というその時々々の現場から出てくるものであり、現場のリアリテイぬきに十全な理解はない。分解していえば、

i、跋文のすそ野にある跋文作成過程に関わる事実関係の把握、
ii、跋文著者にとつての鑑賞の「場」に仮に身をおきつつ、跋文著者がその所与の場の中で自身をどう表現していくかの理解、

という二段階に仮に分離し、結果としての後者の立場と時点に定位しつつ、両者を架橋していく作業が必要となるということである。

このことは、跋文が異なる両面の資料的特質をもつことを物語る。

iの事実関係面に即して言えば、跋文は、著者がもつ人脈、人間関係、著者の人生史の事実関係を示す資料、またiiの著者の表象面に即して言えば、著者の思想、思考法、美意識の解析の資料となる。ただし、この両面は別々のものではなく、もと跋文作成の「場」から両者一体のものとして出てきていることは忘れてはならない。

さて朱熹の跋文についても、同様のことが言える。数え方にもよるが、巻八一は六十一条（以下、一編の跋文を「条」と名づけて順序づけする。隆興元年―一六三―正月）、巻八二は七十七条（淳熙八年―一八一―十一月）、巻八三は六十七条（紹熙二年―一九一―十月）、巻八四は七十五条（慶元二年―一九六―七月）、というように、量的には相当のものがある。そして幸いに、各跋文の末尾にはおおむね日付が書き込まれており、『文集』内ではその日付の順序によっておおよそは並べられている。

この朱熹跋文は、いわゆる「朱子学」研究の視点から、彼の思想

内容を語るものが抽出されて、理気心性論といった哲学、思想的側面を解析する中で、補助的資料として使われてきた。あるいは逆に右のiに注目して、ある時点で誰と交渉を持ったかといった、朱熹の思想形成史、人生史の事実関係を確定する資料として使用されてきた。ただし自戒も込めてのことであるが、i、iiがセットで形成されるといふ跋文のあり方に沿ってというならば、その時々々の研究上の課題から必要な情報を適宜選択するという利用法は、跋文形成の現場に即した本文それ自体の十全な理解には至らない可能性もある。個々の跋文ごとに、iによつてiiが表象され、またiiの基礎にiがあるという両面の関係の中でその内容を検討することが求められるよう。

こうした読解により、iiに沿っては、いわゆる「朱子学」理気心性論に限られない、南宋士大夫としての朱熹の日常生活における文化意識、美意識等といった、士大夫間で共有される精神生活の水準、質の検討が前面に浮かびあがり、理気心性論の哲学等に関わることも、その一部として位置づけられることになる。iに沿っては、「朱熹の思想」研究に限定された士大夫間交流ということではなく、南宋代の士大夫交流の暗黙の規範という文化意識が前面に浮かびあがり、朱熹の「思想」表現もその一角として位置づけられることになる。跋文資料が持つ特質に沿うことにより、「朱熹思想」の研究を南宋士大夫文化世界のものとして捉えることがさらに可能となっていく。そこからは、逆説的なことになるが、後に朱熹の学説、言説が士大夫思想文化世界の、功罪を含んで主流となっていく理由の、よりすそ野からの解明ということもはかることができるであろう。

以下、訳注の構成について述べる。

訳注は、現代日本語訳文、原文、漢文訓読書き下し文、語注、補説から成る。なお、漢字体は、日本常用漢字体が存するものは原則としてどの部分もすべて常用漢字体を用いる。ただし「辨」「辯」字の区別等、必要に応じて正字体を入れる(細かくは、いずれも現ワ―プロ字体にとどまるが)。

・現代日本語訳文は、中国語原文の(日本語語順に転換した形での)字並びと個々の単語(漢字)のニュアンスをできるだけ拾って保存する方針を採る。後述、漢文書き下しという翻訳補助技法が提起する問題を吸収するためである。そのため例えば原文の接続の言葉など、文脈によっては日本語の文気では単語として書き込むほどでないものもあえて訳語として表に出すなど、なめらかさを欠いた生硬な文章になる場合も予想される。ご寛恕いただきたい。訳文中の「―」を付した部分は、文脈をより明らかにするため等の訳文としての補い、「―」を付した部分は、引用出典や西暦年などの訳注者からの補助説明である。

・原文は、底本に四部叢刊所収の明・嘉靖刊本影印版を用いる。李朝朝鮮刊本、日本江戸期和刻本、現代中国標点本を適宜参照する。参照主要資料とその略称は後述。句読点を打ち、段落を付け、語注番号を付す。

・漢文訓読書き下し文を翻訳参考として添える。

漢文書き下し文は、書かれた中国語文言文(すなわち漢文)の構文を日本語側から解析し、原文の単語(漢字)と字並びを、中国語とは異なる語順の日本語の文語文の中に、(語順は日本語構文

に変換して)あえて保存する。文語文から中国語原文を逆変換させて推測復原させるためである。その意義をいささか述べたい。

この技法には、日本語文語文世界に関する一定の理解技術と教養を共有しない読者には伝わらないという、今日では深刻と言っている難点がある。また、日本語文語文世界の教養の共有がはかられたとしても、保存した漢語(中国語)を(現代)日本語訳文に向けて語彙レベルで検討しないままにその定型書き下し文のみかけの安定性に安住すると、きちんとした内容理解の妨げにもなるという難点もある。

しかし、原文単語(漢字)の保存という処理により、翻訳の力点が、語彙レベルの訳語の移行的置き換えではなく、中国語と日本語の構文構造、語順の相違の解析に向かう。つまりこの技法を用いるとなると、単語(漢字)の保存ということと表裏一体のこととして、中国語の字並びに対する日本語としての語順を、原文のすべての語(漢字)について、かならず考えることとなる。一字一字について、(中国語構文の文章として)その字がその語順でそこに入ることの機能、(語法的、字義内容的)意味を強制的に考えさせられる、と言い換えてもよい。すべての字についてということは、また、文章表記者の措辞にうかがえるニュアンス、感情を原文の字並びに即して考えることでもある。この技法がもつこうした働き、強制II要請により、両言語の言語的特質を身体発話レベルではなく、膠着語と孤立語という程度に知識的に理解しているぐらいであっても、日本語側の立場から中国語原文の構文解析を緻密に手早く進められるわけである。

この技術は、六〇八世紀頃の東アジアの陸域、海域交流の文脈の中から、(やはり膠着語である韓半島言語圏ともあるいは連動しつつ) 日本語を母語とする者にとつての技法として形成されたものである。右に述べた難点を自覚し、また原文はあくまで中国語であることを忘れないことと、日本語母語者、習熟者にとつての限定的な技法という留保が必要であるが、ここに、中国語・文言文の日本語翻訳(書き下し文の中に潜在的にある原文復原機能を含めれば、相互翻訳にも広がるともいえる)の媒介的技術としての訓読技法の、今になお続く有効性が存すると訳注者は考える。

この訓読技法は、原文・文言文(白文、句読点文)を翻訳しつつある行為の中でその働きが発揮されるものなのであるが、本訳注では参考までに、結果としての書き下し文として示す。現代日本語翻訳文の項で、個々の単語(漢字)のニュアンスをできるだけ組み込むと述べたのは、この訓読の考え方と対応させたものである。

語注は、語彙の一般的な解釈は原則として翻訳文の訳語で示すこととし、前提となる諸事実関係の理解に資する事柄や、文脈中の朱熹その他の人の意識、主観をすくいとるといふ視点で項目を立てる。ただし朱熹の直前の時代や同時代の細かな諸事実に関する調査については、資料的に詰められないことも多いことをあらかじめお断りしておきたい。なお、人物の紹介は、墓誌銘等の一次資料かそれに準ずるものがあるときにはそれを紹介するが、多くは『宋史』と、『宋元学案』及び『宋元学案補遺』を便宜的に用いる。詩詞がときに出ってくるが、詩詞学の専門家ではない訳注者には、詩語のすそ野の徹底的な調査検討といったことまでは及ば

ず、試みとして一通りの訳語をつけるにとどまることが予想される。ご海容をお願いしたい。

補説は、その時々々の朱熹の思想問題や生活状況とか、跋文のしくみの中にある機縁等と跋文著者の主観表象との関係とかといった、語注では説明しきれない事柄、また語注で資料的に確定できない諸問題の所在等について、補足的に解説する。語注と補説の密度は、数回の掲載を待つて安定することになろう。

【資料と略称】

※基本資料

- ・『晦庵先生朱文公集』(嘉靖二十一年重刊影印。四部叢刊集部所収) …… 『朱集』
- ・『朱子大全』(二七七〇年刊影印。保景文化社、一九八四年) …… 『李朝本』
- ・『晦庵先生朱文公文集』(江戸・正徳十一年刊本影印。 …… 『和刻本』
 中文出版社和刻影印近世漢籍叢刊思想編)
- ・『朱熹集』(校点本。四川教育出版社、一九九四年) …… 『朱熹集』
- ・『晦庵先生文集』(四部叢刊三編) …… 『朱熹集』
- ・朱熹生前に刊されたと思われる文集。巻九に題跋十五点を含む。
- ・『朱子語類』(校点本。中華書局、一九八六年) …… 『語類』
- ・『宋史』(校点本。中華書局、一九七七年) …… 『宋史』
- ・『宋元学案』(校点本。中華書局、一九八六年) …… 『学案』
- ・『宋元学案補遺』(世界書局、一九六六年) …… 『学案』補遺

- ・『統資治通鑑長編』（世界書局、一九六二年） ……『長編』
- ・『建炎以来繫年要録』（校点本。中華書局、一九八六年） ……『繫年要録』

※文集の注釈参考書

- ・『朱子大全筭疑輯補』

（二六一〇年李垞序影印。韓國学資料院、一九八五年）

* 李朝朝鮮時代の『朱集』に対する注釈『朱子大全筭疑』以下の一連の注釈を集めたもの。一七世紀以降のものなので、資料の検討範囲は現代とさほど変わらないが、些細な箇所未詳の事にヒントが得られてたいへん有用。その価値と意義については、三浦國雄「朱子大全筭疑をめぐって―朝鮮朱子学の側面」（『森三樹三郎博士頌寿記念東洋学論集』朋友書店、一九七九年）、参照。以下のもので収録されている。

- ・『朱子書節要記疑』李滉 ……『朱子記疑』
- ・『朱子大全筭疑』宋時烈 ……『朱子筭疑』
- ・『朱子大全筭疑問目』金昌協 ……『朱子問目』
- ・『朱子大全筭疑問目標補』金邁淳 ……『朱子標補』
- ・『朱子大全筭疑問目標補』金邁淳 ……『朱子管補』
- ・『朱子大全筭疑節補』任鹿門 ……『朱子節補』

※近年刊行の参考書

- ・高令印『朱熹事迹考』（上海人民出版社、一九八七年） ……高氏『事迹考』
- ・陳来『朱子書信編年考証』（上海人民出版社、一九八九年） ……陳氏『書信考証』

- ・東景南『朱熹年譜長編』（華東師範大学出版社、二〇〇一年） ……東氏『年譜長編』

- ・東景南『朱熹佚文輯考』（江蘇古籍出版社、一九九一年） ……東氏『佚文輯考』

- ・東景南『朱子大伝』（福建教育出版社、一九九二年） ……東氏『大伝』

* 東氏『大伝』の基礎には、刊行が前後するが、同氏の『佚文輯考』、『年譜長編』の作業がある。資料を博搜して諸事の時期的先後を考証し、三書とも諸事実の時系列の理解にきわめて有用である。

- ・陳榮捷『朱子門人』（台湾学生書局、一九八二年） ……陳氏『門人』

- ・陳榮捷『朱子新探索』（台湾学生書局、一九八八年） ……陳氏『新探索』

- ・郭齊『朱熹詩詞編年箋注』（巴蜀書社、二〇〇〇年） ……郭氏『詩詞箋注』

- ・宋元文学研究会編『朱子絶句全訳注』（汲古書院、一九九一年） ……『絶句訳注』

* 両書は、朱熹の詩詞に関する非常に詳しい注である。本跋文にも重なる詩詞が出てくることがある。その場合、詩語の深い語注については、両書の当該箇所を指示するということにして、本訳注では、両書を参照できない読者もおよそのことが理解できるといふ範囲内で解説をつけるにとどめる。

『朱文公文集』卷八十一「跋」

1 朱（光庭）給事中が上奏された荀子に跋する

給事中朱（光庭）公が上奏された荀子を読ませていただき、つつしんで思うに、「北宋の」先人方の学びは純正明確である。それゆえその君主（哲宗）に申し上げる事柄は、ものごとの順序がわかっていることこのようである。そしてまごころがねんごろであることが措辞や文字筆跡に溢れているそこには、彼が心を充実させ養うことが手厚いことが加えて見てとれるのである。

隆興元年（一一六三）正月既望（新暦二月二〇日）、新安〔出身〕のわたくし朱熹が謹んで書きつける。

二十八年の後、ふたたび手にして鑑賞することができた。そこで以前の評語を観ることとなり、前代の賢人がますます遠ざかることを慨嘆し、わたしの年ゆきがとどまらないことをいたみ悲しんだ。〔このことを〕前の跋のあとに重ねて記しておくこととする。

跋朱給事奏劄

伏誥給事中朱公①、奏劄②、共惟前輩③、學問④、醇明、故所以告其君者、知所先後如此。而忠誠懇至溢於文辭筆札之間者、又可以見其充養之厚⑤云。隆興元年正月既望、新安⑥朱熹謹書。

後二十八年、再得披玩、因觀旧題、歎前修之益遠、悼吾年之不留、復記其後二云。

朱給事の奏劄に跋す

伏して給事中朱公の奏劄を読み、共しく惟みるに前輩の學問醇明なり。故に其の君に告ぐる所以の者は、先後する所を知ること此の如し。而して忠誠懇至の文辭筆札の間に溢るる者、又た以て其の充養の厚きを見る可しと云ふ。隆興元年正月既望、新安の朱熹謹んで書す。

後ち二十八年、再び披玩するを得。因りて旧題を觀て、前修の益ます遠きを歎き、吾が年の留まらざるを悼み、復た其の後に記すと云ふ。

①給事中朱公 「朱公」は、朱光庭（一〇三七—九四）、字は公拔、河南府偃師（河南省）の人のこと。范祖禹『范太史集』卷四三「集賢院學士知潞州朱公墓誌銘」、『宋史』卷三三三、「學案」・同「補遺」卷三〇「劉李諸儒學案」等。歐陽修が知貢舉となり、蘇軾兄弟や程顥、張載らが合格した、かの嘉祐二年（一〇五七）の科擧において進士登第。はじめ胡瑗、孫復に学び、登第後、一程に学ぶ。二程の語録の記録者の一人。『河南程氏外書』卷一、二がその記録の現存するものである（『朱集』『語類』といった朱熹資料内では、朱光庭は二程のこの記録者として言及される場合が多い）。朱光庭は、哲宗即位とともに推挙されて、旧法党系諫官として新法政策や蔡確、章惇らを批判した。と同時に、程學を頭彰して蘇軾らをも批判し、いわゆる洛蜀黨議の火付け役となり、程頤の「羽翼」（邵伯溫『邵氏聞見錄』卷一三）と言われた（朱熹編『三朝名臣言行錄』ではこの記事を採る。『名臣言行錄』だけを見ると、「黨議を起こしたやから」という印象にもなりかねない）。

宋代の書目に別集の記録はない。「給事中」は、殿中の奏事を掌る実職官。元豊寄祿階では次官一步手前の通議大夫正四品官。朱光庭は、元祐五年（五月）『長編』卷四四二と、一度外に出て翌年の正月（『長編』卷四五四）との二回にわたってこの官に就いた。

②奏劄 宮中で上奏した劄子。劄子は上奏文の一種。「劄子」という語に関する同時代の觀念については、歐陽修『文忠集』卷一二七「帰田録」下に記事がある。朱熹が読んだ劄子は未詳。本文で「給事中」と言うのは、朱光庭が至った位官を代表させたものであり、朱光庭が給事中のときのものには限られまい。

③前輩 先人の意のややくだけた、必ずしも価値中立的ではなく、少し敬意を払う言い方。『河南程氏遺書』に、「先進・後進」、『論語』先進篇は、今の人が言う前輩・後輩のようなものだ。先進後進、如今人説前輩後輩（卷一九第四一条）とある。使用者の文脈にもよるが、朱熹資料では、自身の學術・思想・政治的立場につながる道学系あるいは旧法党系の北宋人をプラスの評価を伴って言うときにしばしば用いる。

④学問 ここという「学」とは、主体から距離を置いて研究対象を客観的に探究、叙述するという近代的な意味での研究といったことではないことに注意を喚起しておきたい。後年の朱熹の言葉でいえば、「窮理正心、修己治人之道」（『大学章句序』）といった、人格陶冶とそれに邁進する人々による理想社会の形成、といった方向の内容をもつて、道学系人士には多く言われる。

⑤充養之厚 心身の修養がよくできていること。「充養」は、『孟子』

が顕彰され道学が勃興した宋以降は、やしなうといった一般的な意味に加えて、道学系の人士またその文では、「拡充」（『孟子』公孫丑上篇第六章）と「養氣」（同、第二章）とを合わせた二ユアンスの語として使用される。「拡充」は、人にみな具わる（はずの）哀れみ痛む心などの「四端」の心を拡大充実させること。「養氣」は、天地に広がりわたる「浩然の氣」を養うこと。氣はからだと心を構成しかつそのいわば活動エネルギーとなるもの。「義」の集積によって養われるとされる。

⑥新安 徽州地域（安徽省歙県、婺源一帯）の晋代以来の古名。朱熹の本籍地が徽州婺源県（歙縣『朱子行状』）であるため、しばしば「新安の朱熹」と自称する。宋代の徽州はより詳しくは、東北部の、州治が置かれていた歙県から東南へ流れる浙江、別名新安江（下って錢塘江に至る）に歙県で合流する諸河川流域と、西南部の、婺源県を流れる婺水（下って鄱陽湖に至る）流域とに分かれる。ただしこの婺源朱氏も、もとは歙県地域の黄墩から移ったとのことであり（朱松『韋齋集』卷一〇「録曾祖父作詩後序」、朱熹の「新安」呼称は、自身と一族が唐にさかのぼる由緒ある漢族の一族という意味の主張とみられる。唐末から宋への徽州の民族の動向については、山根直生「唐宋間の徽州における同族結合の諸形態」（『歴史学研究』第八〇四号、二〇〇五年）、参照。なお、高氏『事跡考』一一「家事」（一）「祖籍」は、朱熹の自稱の一つ、「空同道士鄒訴」（『周易參同契考異』）の使用に関して、朱熹以後の朱氏族譜資料に拠りつつ、朱熹の始祖意識が唐どころではなく、春秋時代の魯の属国「邾」出身というところに

まで遡るといふ説があることを紹介している。

【補説】 一回目に「奏筭」をみた「隆興元年正月既望」の時点で、朱熹は福建の建州崇安県の五夫里にいる。父朱松が自身の亡きあとに家族を託した三先生のうち、屏山先生劉子翬が棲む村である。二回目にみたときにどこにいたかは不明である。

朱熹「跋」文を読むということの基本となる朱熹の意見、感情を理解するという目標からは、末尾の、「後二十八年」に「披玩」できたときの「歎」き「悼」んだ感慨の内実に興味が惹かれる。他人の目にふれることを前提として後世に残すために表現するという、跋文というもののあり方からして、感慨は「時がたったなあ」という生まの感情の単なる表明ではなく、表象としての「歎き」「悼み」とみなければなるまい。しかし本跋文には、朱熹の意見の理解以前に確認されるべき事実関係の情報があまり書き込まれておらず、「前修之益遠」「吾年之不留」とはあつても、その内実が何を意味するものかは模糊としている。

すなわち、本条は第一条なので恐縮ながらいささかくとく述べるが、一、まず朱光庭の筭子の内容がわからない。そればかりではなくモノとしてのその態様の情報に欠ける。「披玩」というのは、多く出回っている書物中の一文を単に読むというのではなく、めったにみられない特別の特殊なモノにふれていることを示唆する表現である。しかしそれが朝廷に出されたはずの朱光庭直筆のモノなのか(そういうことはあり得るのか。乞示教)、それ以前の本人による写しとか草稿なのか、不詳である。二、「披玩」の語の前の「後二十八年、再得」という表現は、朱熹が所

蔵者ではなく、簡単にみることはできないが、みる機会も可能性の範囲としてあり得るといふ、物理的にも心理的にもいわば中間的な距離のところはこの奏筭が保存されていたことをうかがわせが、どういふことなのか。三、草稿であれ公的に提出されたモノであれ、モノにふれるには、そこに仲介者とその人の機縁が多くは存する。そうした機縁も書き込まれていない。以下に読む他の跋文では、以上の事柄はおおむねもう少しは書き込まれている。しかし本跋文は、感慨理解の基礎となる事実的なてがかりがほとんどないのである。

ただしみたものが「奏筭」であり作者が朱光庭ということからして、感慨は朱熹の天子への何らかの上奏行為に関することからのものということが推測もされる。その視点から「隆興元年正月」という時点と「後二十八年」という時点とを振り返ると、以下のような状況が朱熹の前にあつたことが確認できる。あるいはこうした事柄が感慨を引き起こす背景にあつたか。

すなわち、「隆興元年」というのは、第三次宋金戦争における宋金対峙の時期であつた。前々年の紹興三一年(一一六一)九月に金軍が南下、これに対し十一月に宋軍が勝利し(采石磯の戦)、この後、隆興二年(一一六四)一二月の第三次宋金和議まで、宋金の軍事的対峙の状況となる。これに連動して、右の宋側の一時的勝利により、高宗の政策でもあつた、紹興一二年以来の秦檜講和体制が崩壊して旧主戦派系譜の人士が台頭した(政治史的な経緯の分析については、寺地蓮『南宋初期政治史研究』溪水社、一九八二年、四二六頁以下「終章」、参照)。朱熹にとつての上奏という

行為に関わっては、翌紹興三二年（一一六二）六月一日に高宗が退位して孝宗が即位、同一九日に朝政への意見を求める孝宗からの詔が出され（『繫年要録』卷二〇〇）、これに応じて朱熹はその八月に居地崇安から封事を奉った（『朱集』卷一一「壬午応詔封事」。また『繫年要録』卷二〇〇）。「隆興元年正月」というのは、そのすぐ後である。このことを前提に、次に末尾の「後二十八年」という時点をみると、それは再び天子が交代した直後にあたることに思い至る。すなわち、淳熙一六年（一一八九）二月に右の孝宗が退位して光宗が即位。前回と同じく朝政への意見を求める詔が出された（『宋史』卷三六「光宗本紀」）。朱熹はこれに応じて封事を奉ろうとして作成したが（『朱集』卷一一「己酉擬上封事」）、圧力がありとりやめにした（東氏『年譜長編』九五四頁、参照）。「隆興元年」を数えて一年目とみると、二十八年目はこの翌年にあたる。なおこの前年の淳熙一五年も、五月に宮中延和殿で上奏し（『朱集』卷一四「戊申延和奏劄」）、一月にふたたび臨安に行き、このときは面奏ではなく封事を奉った（『朱集』卷一一「戊申封事」）。

仮に右の感慨を、天子のこの二回の交代とそれに応じる上奏行為に対応させるとすると、その内実は、「また封事しようとして残念にも思いとどまった翌年である今年に朱光庭の奏劄を偶然にも再度見ることができたが、「朱光庭のような」然るべき人も出てこず、わたしも朝廷になすすべなく年をとるばかりで、いったいわが朝はどうなるのか」ということにもなる。ただし、以上は、あくまで可能性の範囲という推測の域にとどまる。

2 陳（璉）^た了翁が兄に出した書簡に跋する

（書簡本文）

章氏との（縁組みの）はかりごとは、まともりませんでした。「陸（佃）」農師様は非常に心を尽くしてくれましたけれども、しいてまとめませんでした。

「越州の」官に赴任してからは、家事には然るべき婦人が必要だとずつと感じていました。そして女親がいない瑞奴たちが、いっそうかわいそうでしたので、「科擧合格」同年の周戸曹の妹「との婚姻」のことをはからざるを得ませんでした。（原注「周」鐔のこと）

周氏の家は清貧であり、相手の人は年がいつています。清貧であれば驕りませんし、年がいつていれば物事をよくわきまえています。瑞奴たちへの心配に対処するには、このようであることが望ましいのです。

書簡の終わりでまた言う。

周氏は貧しいとはいえ、家族みな善事を好んでおります。ですからこの婚姻をまとめれば、息子むすめも心配はいらなくなるでしょう。

わたしは陳（璉）忠肅公の文章を読んだことがある。彼が自身の志を述べ、人の善を称美するのを観察すると、義をとるか利をとるかというところにおいてかならず判断決定している。ここにおいて、〔陳〕公がいつもこころ広々としていて、前二定マレバ疾シカラザ

ル(誠が立ち一貫していれば行いにやましいことがない)『中庸』(二十章)わけは、その自得したものがしつかりとあるためであろうことがわかる。孟子には、「舜と盜跖とのちがいをわかつたところとするならば、ほかでもない、利をとるか善をなすかのところなのである」(尽心上篇)といい、また、「生きることも自分が望むこと、義も自分が望むことだ。二つのことが兼ねられない場合は、生きることを捨てて義を取るのだ」(告子上篇)という。陳公の学問は、おもうにこの言葉からその姿勢を得ていよう。察らかにして精細になるときわめて細やかなところに入っていく。そこで拈ゲテ之ヲ充タス(その心を拡大して充実させる)『孟子』公孫丑上篇)と天地世界に充滿する。この帖をよくながめ観る者は、まさに充分にその(義利の)分岐を認識することができよう。

書簡帖は邯鄲出身の賈(逸祖)元放氏の家に所蔵されている。元放氏は、文章の字と議論にみるものがある。さらに社会対応の実務に通じていて、廉隅ヲ砥礪シテ(節操を上げみ堅くして)『礼記』儒行篇)、へつらうということをしなない。陳公から得ているものがあるいは深くあるのだろうか。

隆興甲申(二年)十月九日(新暦一六四四年一〇月二六日)、新安(出身)のわたくし朱熹が謹んで書きつける。

跋陳了翁与兄書(①)

章氏議(②)却不成。農師(③)極倦倦、亦不敢就。自到官(④)、尤覺中饋(⑤)不可無人。而瑞奴等(⑥)零丁、益可憐、不免議同年周戸曹之妹。鐔(⑦)。

其家清貧、其人年長。貧則不驕、長則諳事。為瑞奴等之慮、只欲如此。書尾又云、

周氏雖貧、然筆家好善、故就之、男女可無慮。予嘗讀陳忠肅公之文(⑧)、觀其述己之志、稱人之善、未嘗不推而決諸義利取舍之間。於是知公之所以常胸中浩然、前定不疚者、其所以自得蓋有在也。孟子曰、欲知舜与跖之分、無他、利与善之間耳。又曰、生亦我所欲、義亦我所欲。二者不可得兼、舍生而取義耳。陳公之学蓋得諸此。惟其察而精之、入毫芒、是以拈而充之也、塞宇宙。善觀此帖者、亦足以識其幾矣。

帖藏邯鄲賈元放(⑨)家。元放文学議論有余、又通当世之務、而砥礪廉隅、不為苟合、其亦深有得於斯歟。隆興甲申十月九日、新安朱熹謹書。

陳了翁兄に与ふるの書に跋す

章氏の議は却て成らず。農師極めて倦倦として、亦た敢て就かず。官に到るより、尤も中饋(ちゆうくわい)人無かる可からざるを覚ゆ。而して瑞奴等の零丁は、益ます憐れむ可く、同年の周戸曹の妹を議するを免かれず。鐔(⑦)なり。

其の家は清貧にして、其の人は年長ず。貧なれば則ち驕らず、長ずれば則ち事を諳んず。瑞奴等の慮を為すこと、只だ此の如き欲す、と。

書尾に又た云ふ、

周氏は貧なりと雖も、然れども家を挙げて善を好み、故に之に就かば、男女も慮無かる可し、と。

予嘗て陳忠肅公の文を読み。其の己の志を述べ、人の善を称むるを觀るに、未だ嘗て推して諸れを義利取舍の間に決せずんばあらず。是に於て公の常に胸中浩然として、前に定まれば疚しからざる所以の者は、其の自得する所蓋し在る有ればなるを知るなり。孟子曰く、舜と跖との分を知らんと欲せば、他無し、利と善との間なるのみ、と。又た曰く、生も亦た我の欲する所、義も亦た我の欲する所なり。二者兼ねるを得可からずんば、生を捨てて義を取るのみ、と。陳公の学は蓋し諸れを此に得しならん。惟だ其の察して之を精しくするや毫芒に入る。是を以て拈げて之を充たすや宇宙に塞がる。善く此の帖を觀る者は、亦た以て其の幾を識るに足れり。

帖は邯鄲の賈元放の家に藏せらる。元放文学議論に余有り。又た當世の務めに通じ、而して廉隅を砥礪して、苟合を為さず。其れ亦た深く斯に得る有るか。隆興甲申十月九日、新安の朱熹謹んで書す。

①陳了翁 陳瓘(一〇五七—一一二二?)、字は瑩中、南劍州沙県(福建省)の人の号。またの号は了齋。諡は忠肅(紹興二十六年—一一五六に賜う)。『宋史』卷三四五、『学案』・同『補遺』卷三五「陳鄒諸儒学案」等。元豐二年(一〇七九)の進士。はじめ王安石の新法政策をになつた章惇に推薦されたが、のち新法批判にまわり、元符三年(一一〇〇)に左正言になるのを皮切りに台諫として新法批判の活動に邁進し、その結果、崇寧元年(一一〇二)に元祐党籍に入れられ、以後、一時ゆるされるときもあるが、基本的には各地を転々と配流される。その間も氣力衰えず、その境遇下でまとめた、王安石『日録』を論駁した新法批判の

書『四明尊堯集』、二程を称える「賁沈文」が有名。南宋の書目は別集『了齋集』(『直齋書錄解題』は四十二卷、『郡齋讀書志』三十卷)を著録するも、現存しない。子孫が明代に各所に存していた文章、関連資料を集めた『陳忠肅言行錄』八巻がある(日本では内閣文庫蔵)。なお、荒木見悟「陳瓘について」(『中国思想史の諸相』中国書店、一九八九年、所収。一九七四年初出)は、陳瓘の諫官としての活動と仏学傾倒との内面における関わりを解析する。拙稿「陳淵の思想」(『朱熹門人集團形成の研究』創文社、二〇〇二年、所収。一九九八年初出)は、族孫陳淵とその叔祖陳瓘との交渉をたどる。なお、陳瓘の「兄」については不詳。

②章氏議 不詳。章「氏」と言うことと書簡後段の文脈とから類推したと思われるが、『朱子筭疑』は、「議は婚姻の議なり。議婚姻之議也」と言う。ひとまずこの文脈解釈を採る。章氏は不詳。

③農師 陸佃、山陰(浙江省)の人の字。『宋史』卷三四三、『学案』・同『補遺』卷九八「荆公新学略」。熙寧三年(一〇七〇)の進士。王安石に学ぶも、政治的には新法旧法の中間的立場をとる。『陶山集』十六巻、『鷓冠子注』などが存する。徽宗のときに位階は尚書右丞正三品官(次官大臣クラス)に至るも、もと新法党系人脈ながら崇寧元年(一一〇二)〜三年の元祐党籍に入れられ、それからまもなく六十一歳で亡くなる。元豐・元祐頃とみられる本書簡での陳瓘との交わりの事情は不詳だが、陳瓘よりも十歳ほど年長ということになる。

④自到官 どこかは不詳。登第後の陳瓘の最初の任は二十三歳、湖州(江蘇省)書記、次いで二十八歳、濠州定遠県(安徽省)知事。

しかし父の喪が明けた後の三十三歳に越州簽判となり『陳忠肅言行録』卷一)、さらに明州(浙江省)の「倅(通判)」となったとある(朱熹『三朝名臣言行録』卷一三)。本条前注③陸佃、⑦周鏐の出身地越州、明州との関係、及び後注⑥息子らがまだ幼かるべきことなどを総合すると、地域、時期からして、郷里から浙東のこの越州、明州へのこの頃の赴任を指すか。

⑤中饋 婦人が家庭で料理、炊事をする事。また婦人、妻。『易』家人、六二に、「无攸遂、在中饋、貞吉」とあり、『正義』の当該箇所に、「婦人の道、…其の職する所は、主に家中の饋食供祭に在るのみ。婦人之道、…其所職主在於家中饋食供祭而已」とみえる。

⑥瑞奴等 瑞奴は陳瓘の息子らの一人の幼名か。陳瓘の息子としては、資料上、陳正彙、正同、正由の名を確かめることができる。『宋史翼』卷一〇。このうち正彙が年長か。大觀三年(一一〇九。陳瓘、五十三歳)、陳正彙は杭州で皇太子に対する蔡京の罪を訴えて誹謗のたがで捕らえられ、陳瓘も連座する(『陳忠肅言行録』卷一)。こうした事件に関わるとすると、陳正彙はこのとき若くみても既に二十代には成っているはず。仮に三十歳前後だとすると、右記前注④の任地の推測と対応しよう。なお、子らの実母の行方については不詳。

⑦鏐 周鏐、字は廉彦、鄞(浙江省)の人のこと。元豐二年(一一〇七)の進士。『学案』・同『補遺』卷六「士劉諸儒学案」。胡宗愈、范純仁ら旧法党系高官の娘と結婚、再婚しており、また若い頃、范純仁、文彦博、司馬光に会って評価されたといわ

れ、元祐党籍にも入る。

⑧嘗読陳忠肅公之文 本跋文は朱熹の比較的若いときのものである。後年の朱熹の陳瓘評価をみると、全体的には、本跋文のように全面的に肯定的なものではなく、否定肯定が入り混じり、複雑である(注①所掲の荒木氏論文、参照)。すなわち、陳瓘の代表的議論である『四明尊堯集』すら不十分だとするものもある(『朱文公文集』卷七〇「読阿陳諫議遺墨」、『朱子語類』卷一三〇第一二条など)。一方、「責沈文」に対しては、「彼(陳瓘)の言葉は多くは禪だが、「責沈文」のこの数句はどうしてこのように説き方がよいのか。他説多是禪、不知此數句如何恁說得好」(『語類』卷四第八五條)とべた褒めをしており、また本跋文における評価に関わるような言い方としては、「了翁は、つね日頃なにか選択する場合には、判断がたいへんはつきりしていた。了翁平生於取舍處、看得極分明」(同、卷一三〇第一二四條)と言っている。年齢がいつてからの談話だが、『語類』卷一三〇「本朝四自熙寧至靖康用人」の第一二三〜二二八條には、朱熹のこうした正負の陳瓘論評が集中してみえ、訳注もある(東北大学朱子語類研究会『朱子語類』本朝人物篇訳注(十四)、「集刊東洋学」第五五号、一九八六年)。

⑨賈元放 賈逸祖、邯鄲(河北省)の人の字。徐元杰(一一九四—二四五。紹定五年—一二三二)の進士、上饒の人の『榘堊集』卷一一「汲古賈先生贊」に、「先生名は逸祖、字は元放、邯鄲の人なり。古を好み博く学び、嘗て詞科に応募。県の天王寺に寓す。室は垂磴(ほとんど空っぽ)の如く、貧に安んじ道を守る。半隠

裔有り、笠沢陸公游之が記を為る。大意漢魏以来の隠を以て世を欺く者を詆りて、先生の富貴を薄しとし勢利を差づるの風を高しとす。今ま県の北十里に墓有り。東里の趙公蕃之に題して曰く、有宋詩人賈元放（の墓）、と。先生名逸祖、字元放、邯鄲人。好古博学、嘗志詞科。萬阜之天王寺。室如垂簾、安貧守道。有半隱齋、笠沢陸公游為之記。大意詆漢魏以来以隱欺世者、而高先生薄富貴差勢利之風。今県北十里有墓。東里趙公蕃題之曰、有宋詩人賈元放」とある。清・雍正『江西通志』巻九六「寓賢」広信府「の項にこの文を要約したとみられるものがあり、そこに「鉛山天王寺」とみえ、「県」は信州鉛山県である。陸游（一一二五—一二〇九）『渭南文集』には当該の「記」はみえない。信州鉛山（江西省—宋代は江東路）は、朱熹、陸九淵の第一次会談が開かれた鵝湖寺があるところ。この隆興年間に朱熹が住んでいた崇安県からは、武夷山脈を越えて福建北部と江東路信州とをつなぐ街道沿いあたる。朱熹と賈逸祖との交渉は朱熹資料には他にかがえないが、人柄にもふれる本跋文の表現からすると、面識があつたかのようなのである（【補説】参照）。なお、時期的には後年になるが、南宋第一の詩人陸游は朱熹の交遊者、趙蕃（一一四三—一二二九）は朱熹門人になった人。みな朱熹に関わる交遊人脈ネットワーク内にいる人ということになる。

【補説】陳瓘の書簡は、前提となつている陳瓘の家族、親族内の事情がわからないので、訳出したものより以上に詰めるのは難しい。しかし本条は、陳瓘の書簡が「帖」というおそらくは表装された態様となつており、所蔵者もはつきりして、第一

条に比較すると跋文としてはよほどわかりやすい。

隆興二年十月に朱熹がいた場所は、他資料からの確定は困難。本跋文では、陳瓘を評価しつつ、その評価が末尾で所蔵者賈逸祖に転化するしかけになつて注していることに注意したい。これでは賈逸祖を褒めすぎのようにもみえるが、跋文は、鑑賞したその場限りの感想というのではなく、鑑賞したそのモノの後に貼付されて所蔵者の手元に保存され、その感想と見解を後の鑑賞者の鑑賞と競うといった働きをすることを思い返す必要がある。このような流通条件下では、士大夫の交遊文化として、そのモノにふれる機縁をつくつた人や、わざわざ見せてくれたともいふべき所蔵者を悪く評価することはしにくいのである。

仲介者、所蔵者への褒詞のあり方ということから本跋文の末尾を考えると、本跋文には書簡所蔵者の名があるばかりで、朱熹がそれにふれるまでに至る仲介者や機縁が書かれていない。また褒詞が、所蔵者の人柄に関わつてその生活態度に共感するようなものであり、二人の間に何らかの形で面識があることを思わせる。これらは、朱熹がこの帖を買逸祖からあるいは直接にみせてもらったためではないかということを推測させる。

そこでこの隆興二年十月という日付を考えてみる。すなわち、その九月に、後に親友となり朱熹の思想形成にも大きな意味を持つことになる張栻（しやう）の父で、隆興の宋金戦争の指導者であつた張浚が旅先の余干で死去し（八月二十八日『朱集』巻九五、六「張（浚）公行状」、朱熹は弔問のために急遽「豫章」（隆興府）に行き、併せてやや南の豊城に移動しつつ数日にわたつて張栻と語

り合った。豫章には九月二十日に着いたという〔『朱集』続集卷五「答羅參議」二〕。朱熹の居地崇安五夫里から豊城までは、地図を一見すると道のりで三百キロ余りはあると思われ、鉛山はその途上にある。張浚が亡くなつてから弔問まで二十日余りかかっている。余干から知らせを受けた朱熹が崇安から豫章まで行くのに、急ぎで道のり一週間くらいはかかったと思われる（知らせと弔問行で計二週間以上）。すなわち、本条も可能性の範囲という推測の域の話になり恐縮であるが、跋文の日付「十月九日」は、朱熹がこの弔問の帰途に鉛山に立ち寄るとしたら、崇安と隆興府の間が片道十日近くかかるのだから、充分にその可能性の範囲にある日なのである。ただし弔問から急ぎまっすぐ帰つたとすると、期日が遅すぎてややつじつまがあわない。立ち寄つたとする場合には、豊城にしばらく滞在したとか、豫章まで戻つてゆっくりし、そこを九月末日か十月初めあたりに出発してゆるゆる移動したとみる必要があるらう。

※ 本稿は、平成一七年度科学研究費補助金（基盤研究(C)(2)）「南宋後期における「朱子学」形成の基礎的研究」（代表・個人）、及び平成一七年度科学研究費補助金（特定領域研究「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成」文献資料研究部門研究班）「儒学テキストを通しての近世的思想様式の形成―日中における対照的研究―」（代表 中村春作・分担）による研究成果の一部である。